

第三編

新制大学の成立から現在まで

(一九四九—一九九五)

# 第一章 戦後教育改革と一橋大学の発足

## 第一節 戦後の高等教育改革

一九四六（昭和二一）年三月、第一次の米国教育使節団が来日した。同使節団は「第一次米国教育使節団報告書」（以下「報告書」と記す）を発表し、その第六章で日本の高等教育の改革を勧告した（以下、海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革9』東京大学出版会、一九六九年による）。「報告書」によれば、日本の高等教育再編成にとって第一義的な重要性をもつのは、アカデミック・フリーダムの確立であった。「報告書」は、アカデミック・フリーダムの概念を、(1)個々の大学教授の研究ならびに教授の自由、(2)学園そのものの自治オートノミーの二つの側面においてとらえ、その確立を勧告した。(1)の側面については、とくに個々の大学教授の地位の確立が重要であると「報告書」は述べた。また、(2)の側面については高等教育機関への官僚統制を排除し、大学の自律的運営を確保し、かつ、専門性にもとづいた大学連合体による自主的な研究教育改善が重要であると述べた。

さらに「報告書」は、現代教育制度の「王座クラウン」として大学を位置づけ、「自由社会フリー・ソサエティ」における大学の機能について三点指摘した。(1)学問・思想・研究の自由の保持と、それにもとづく真理の探求を媒介とした社会への奉仕、(2)将来、社会の指導者たるにふさわしい青年男女のための一般教養教育、(3)専門的職業のための訓練、がそれである。当時の東京商科大学学長上原専禄は、一九四七（昭和二二）年八月に発表した論文「大学の職能」（『中央公論』一九四七年八月号）で、「報告書」が提起した大学理念論について真正面から論じ、これを高く評価している。上原によれば、米国教育使節団の大学認識は、何よりも大学の職能を、社会に対する責任という文脈において意識している点、しかも社会に対する責任・貢献は、研究と専門教育および一般教育という固有の職能の遂行を媒介として果たされるべきものとされている点に、画期的な意義があった。

一九四七年三月三十一日学校教育法が制定され、新制大学の制度が法制化された。学校教育法第五二条は、大学の目的を次のように規定した。

「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」

旧大学令の第一条は、大学の目的を「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」としていた。これに対して右の規定は、「学術の中心」という社会的広がりの中から大学をとらえ、学問教育の国家への従属を否定している。そして大学を、「広く知識を授け

る」一般教育と、「深く専門の学芸を教授研究する」専門教育研究、それに「知的・道徳的・応用的能力を展開させる」人間教育の三つの機能でとらえた。この点で、学校教育法第五二条に定められた大学理念は第一次米國教育使節団のそれにつらなるとみることができ

る。

一九四八（昭和二三）年四月以降、旧制高等教育機関（旧制の帝國大学、官立単科大学、高等学校、専門学校、師範学校など）の新制大学への移行の問題がいよいよ本格化してきた。このころ、CIE（連合国軍總司令部の民間情報教育局）は、新制国立大学の設置について、一一か条から成る原則を文部省に提示した。この原則でとくに注目されるのは、

- 第一項、第二項、第三項である。そこでは次のような原則が示されていた。
- 一 各都道府県に少くとも国立複合大学一校が設置されるべきこと。
- 二 少くとも各都道府県の一つの大学に於ては文理科（リベラルアーツ）と教育科（エデュケーション）の学部が別個に組織されるべきこと。
- 三 人文科（ヒューマニティーズ）、社会科（ソーシヤルサイエンス）、文科（リテラチュア）、理科（ナチュララサイエンス）等についての単独の学部は認めてはならない。右は文理学部（リベラルアーツ）なる一個の学部に統合せらるべきこと。他の特殊な学部は主として医学とか法律とか工学とか歯科とか薬学とか農学とかいった職業的専門分野に於て考えられるべきこと。

文理学部にとくに重きをおいたCIEの右の大学像が文部省にどのような影響を与え、CIEと文部省との間にどのような折衝があつたかは詳かでない。しかし、後に述べる新制一橋大学の学部構成を考えれば、CIEの文理学部中心の大学像は、文部省の政策にそれほど拘束的な影響力を与えなかつたように思われる。事実、同年六月二二日に発表された文部省の国立大学設置に関する「一原則（「新制国立大学実施要綱」）では、右の文理学部構想については、何ら言及するところがなかつた。文部省の「一原則でとくに注目されるのは次の二点である。

「新制国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし一府県一大学の実現を図る」

「大学の名称は原則として都道府県名を用いるがその大学及び地方の希望によっては他の名称を用いることができる」

第二点は、後述するように、東京商科大学が新制国立大学に移行する際の「校名問題」として重要な意味をもつようになる。

ともあれ、以上のような経過をたどつて、翌年の一九四九（昭和二四）年五月三十一日、国立学校設置法が公布され、六九校の新制国立大学が発足した。

## 第二節 新制一橋大学成立の経過

### (1) 学部構成の問題と新制大学の理念

本学の新制大学への移行は、学内に設けられた立案委員会と人事委員会が中心になって進められた。立案委員会は一九四七（昭和二二）年一月に発足（日は不明）、人事委員会は四八年五月一〇日に発足し、四九年七月七日の旧制教授会で、これらを解散してその権限を評議会に移すことが決定されるまで、前者は四十数回、後者も二〇回以上開催され、精力的に審議を行っていた。

新制大学の構想が具体的に示されたのは、一九四七年八月六日の立案委員会の「決定」においてであった。この「決定」で、当時の学部（本科）、予科、専門部、教員養成所、および研究所の全施設、人員をあげて社会科学の総合大学を設置すること、商学部、経済学部、法学部、社会教育学部または文学部（仮称）の四学部と経済研究所と経営研究所（仮称）の二研究所を置くこと、という方針が明確なかたちで打ち出された。のちの行論との関連でここでとくに注目されるのは、商経法につづく第四の学部として社会教育学部または文学部が構想されていたことである。

同年一二月一五日、全学的に合意された新制度化の基本方針を示すと思われる「東京商科大学新制度化要綱」なる文書が作成された。この「要綱」では、商経法につづく第四の



新制一橋大学の成立



学部は社会学部とされている。社会教育学部または文学部から社会学部に変わったのは、社会科学の総合大学としての発展が考慮されたためと思われる。事実、この「要綱」で、「社会科学の総合大学」という場合の「総合」の意味が比較的明瞭なかたちで示された。この点について「要綱」は次のように述べている。

「各学部相互間の研究及教授上の連絡については諸学部孤立化の弊を避け真に統一ある社会諸科学の総合的研究並に教育の完成を期するものとする」

さらに「要綱」は、前期・後期各二年の制度、学士号の種類（商学士、経済学士、法学士、社会学士）、大学院の四研究科（商学研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科）の設置などを規定し、新制一橋大学は社会学部、社会学研究科構想を除けば、ほぼこの「要綱」の線に沿って実現することになる。

翌四八年二月頃、右の「要綱」が構想する社会科学の総合大学の実現をめざし、その意図するところを対外的にアピールする目的で、「新制大学立案の趣意」なる長文の文書が東京商科大学の名で作成・公表された。この「立案の趣意」は、(1)新情勢と大学、(2)社会科学の新大学、(3)東京商科大学の学問研究の歴史的概観と新大学の学部組織、(4)新大学と三部科（学部、予科、専門部、商業教員養成所）、経済研究所の四項目からなっている。

第一項では、「学部総合の新しい意味の問題」がとりあげられ、「社会科学の総合大学」という場合の「総合」の意味が前記「要綱」よりいっそう明確なかたちで示された。第一

項ではこう述べられている。

「諸学部が併置されることはそれだけでは総合ではない。総合は単に数の問題ではなく質の問題でもあるからである。置かれるべき学部が何であるか、研究と教育の二面から見ておかれたる諸学部間の相互関係がどうきまるかの二点で、総合の質が問題にされ、新しくされなければならぬ」。

こうした観点は、第二項でいっそう具体的に展開されている。すなわち、ここでは、「社会科学の名の下にいかなる科学が包括されるか」と問題を提起し、シカゴ大学の学制にしたがって、人類学、経済学、教育、地理、歴史、政治学、心理学、社会学の八つの科学をあげたのち、次のように述べている。

「社会学は単にこれら諸科学の便宜上の総称ではない。社会諸科学は内容的に相互に密接な関連をもっている。それらはすべて、人類の歴史的社会的規定を研究の対象としている。その点では共通課題をもっている。したがってその研究は相互関係の即ち総合的でなければならぬ。ここに社会科学の名の下にそれらが総合される実質上の理由があるのである」。

こう述べたうえで、第二項では、商学部、経済学部、法学部、社会学部の四学部構想が改めて強調されている。そして第三項では第四の学部、社会学部を設置する独自の意義が詳しく説明されている。

「本学部は、社会科学の総合的研究を必至とする新時代の要求に応じ社会諸科学に基礎理論を与え、それと他の人文諸科学との関係を明かにし、又社会現象としての教育現象を研究し、教育の担当者を養成することを目的としている。……社会科学の総合大学構想は同時に社会学部をもつことなしには成立しない。」「この新社会学部は社会学を基礎学科とはするけれども自然科学人文科学にぞくする諸科学を、それらが社会的に成立するという観点から相互関係的に、総合的に取扱うという点で最も新しい試みであり現代社会の新情勢に対応する新制度である」。

第四項では、東京商科大学は三部科（学部、予科、専門部、商業教員養成所）と研究所とが有機的一体をなしてのみ存立してきたとし、「社会科学の新大学は三部科を有機的一体として取扱うでなければ成立しない」と結論づけている。

さて、以上の「立案の趣意」は対外的アピールというかたちをとりながらも、文部省の意向をかなり強く意識して作成されたものと思われる。一九四七年八月に立案委員会が学部、予科、専門部、教員養成所、研究所の人員・施設をあげて四学部制の社会科学の総合大学を設置する案を打ち出した直後に、文部省からは予科、専門部等を廃止し、学部を中心とする単科大学とする意向がすでに示されていた。また四八年四月には、本学総務部長と文部省大学課長とが会談し、文部省から次のような指示を受けた。(1)東京商科大学の四学部設置案は認めず社会、法学部は余計であり、旧来の商・経を中心とした単科大学にせ

よ、(2)現在の東京外語は、商大より分離したものであるからこれを再び合併しても何等不自然なことではなく、また外語は戦災で施設に窮している現在これを吸収して外国語学部を設置せよ、以上の二点である。こうした文部省の意向に対して、上原専祿学長など本学代表は文部省当局と数次にわたって交渉を重ねた。とくに外国語学部の新設については、上原学長のもとで種々研究がなされたが、結局これは本学の総合大学案の趣意と何等関係のないのみならず、その実現の結果は四学部設置案の前提と考えられていた東京商科大学の施設および人員をそのまま新制大学に移行させるといふ大方針が根本的に変更されなければならぬという事実が明らかとなったため、具体化するには至らなかつた。こうした学内での検討と文部省との交渉を重ねた結果、同年五月「立案の趣意」は一応の諒解を得るに至つたが、予算の点に關し、「立案の趣意」実施のために必要な当時の本学予算五割の増加は、財政上到底不可能であるとして、文部・大蔵両省とも譲らなかつた。文部省は、最大限一割五分程度の予算増加を図ることによって、その範囲内において本学案を具体化するよう要望した。

以上のような限定された予算増の枠組のなかで、新制大学の学部構成をどうするか、この点をめぐって学内では議論が百出した。一九四八年六月七日に開かれた人事委員会と連合教授会での議論を大づかみに紹介すると次のとおりである。まず、山口茂（金融論）から商・経学部（商学科、経済学科）と法・社会学部（法学科、社会学科）の二学部制が提

案された。これに対して井藤半弥（財政学）は「商、経学部ヲ一緒ニスルノハ時代ニ逆行スル」と述べ、商学部、経済学部、法律・社会学部（法律学科、社会学科）の三学部制を提案した。一方、中山伊知郎（経済原論）は、商学部、経済学部、法律学部の三学部制を主張し、「コレガ学校ノ伝統ニ最モ忠実ナルベシ」と述べた。中山案には、大平善梧（国際公法）、久保岩太郎（国際私法）が支持する旨の発言を行った。しかし、この中山案に対しては相当批判が強かった模様である。杉本栄一（経済原論）は「全一橋ヲ考ヘルトキハ実績上モ理論上モ四学部案は妥当、ソレガ困難ナルトキハ三学部四学科案ガ適當ナルベシ」と述べ、商学部、経済学部、法律・社会学部の三学部制を支持した。また山中篤太郎（工業政策）も、「教員養成所長ノ立場ヨリ教育学ノ点ニツキ私見ヲ述べタシ、社会学部ヲ考ヘラレタシ、社会学部ト法学部トヲ一緒ニスル」と発言した。さらに太田可夫（哲学）は、「社会学部ガ学問体系トシテ考ヘテ疑問アリトノ見解ニハ服シガタシ、アラユル人間ノ文化ヲ社会的見地カラ研究スルコトヲ目的トスル（シカゴ大学）社会学部設立ノ精神ヲ活スヨウ三学部ヲ置カレタシ」と主張した。上田辰之助（経済学史）も「社会トイフ名称ガドコカニ出タ方ガヨロシ」と述べた。

以上のような議論のやりとりのあと、連合教授会は採択に入った。まず学部の数では三学部制が全員一致で採択された。「立案の趣意」でアピールした四学部構想の実現は予算の関係で無理であると全員が判断したのである。ついで第三学部の名称をどうするかについての採択に入った。結果は、法学部八、法律・社会学部三〇、社会学部六であった。こうして、連合教授会の翌日開かれた立案委員会で第三学部の名称は「法学・社会学部」とすることが正式に決定されたのである。

## (2) 校名問題

新制大学の校名をどうするかという問題は、一九四八（昭和二三）年五月二七日の人事委員会で初めて議題にのぼった。すなわち同委員会で、四学部案の実現の成否にかかわらず、あるいは四学部案が実現した場合に、校名を変更したらどうかという意見が出され、東京社会大学、東京社会科学大学、一橋大学（イッキョウ、ヒトツバシ）の三つの校名があげられた。一方、学生の自治組織である理事会は、大学当局と折衝を重ね、三科全学生の総意を尊重するという確約を得て、新制大学の校名について学生の総意を問うこととした。このため理事会は、全学生を対象に自由な提案を募集し、審議した結果、四つの校名案にそれらを集約した。それは一橋（ヒトツバシ）大学、一橋（イッキョウ）大学、東京社会科学大学、東京社会大学の四案であった。さきに述べた人事委員会の校名案と全く同じである。資料的には前後関係が判然としないが、学生の総意を尊重するという大学当局との確約で、学生の校名案があるいは人事委員会の校名案に反映したのかもしれない。

それはともかく、同年六月九日兼松講堂において三科合同の全商大学生大会が開かれ、

四つの校名案を中心に議論が交わされ、票決が行われた。票決の結果は一ツ橋大学四三六、東京社会科学大学一九一、一橋（イッキョウ）大学四四四、東京社会大学ゼロ、その他・白票五一（合計七二二）であった。こうして学生の意向は「一ツ橋大学」に決まったが、なぜそうなったかについて、このときの学部理事會役員だった島田六郎は次のように述べている。

「当時の風潮において、『社会科学』という言葉がマルクス理論の一つの代名詞的に扱われる傾向があり、特に共産党系学生が、各学校において社会科学研究会をその拠点として活動していた事実もあって（東京社会科学大学には「引用者注」単純に賛同し難い状況にあった）。また、このときの学生大会に参加していた徳田吉男も当時の会場の雰囲気をこう伝えて

「進歩派からの東京社会科学大学についての提案説明があったあと「引用者注」今度は他方面から手が挙げた、挙げた。指名もしないのに壇を駆け登って来た。『社会科学大学なんて飛んでもない。古今東西そんなおかしな名前は聞いたことがない。第一、略して社科大なんて社会党の御用大学みたいな名になってしまっではないか！』『その通り』『全く』『然り』かなりな拍手が起った」。

以上のような学生内部における反社会党、反共産党的感情が東京社会科学大学を採用させなかった一つの理由であろう。しかし、この点を過大に評価することはできない。事実、

一九四七（昭和二二）年七月の総選挙における本学学部学生の政党支持率は、社会党六六%、共産党一一%であり、東京大学学生の同支持率五四%、七%、東北大学学生の同支持率四三%、二%と比べても社共支持率かなり高かった（『戦後と一橋』一二七頁の表参照）。学生の多数が校名として一ツ橋大学を選んだ理由としては、さきの島田六郎が述べている次の二点が重要であろう。

「我々理事會は……当学が将来社会科学から人文科学、更に自然科学をも含めた総合大学へと発展していくことを念願するとともに、その際にも変更問題が起らぬ校名を新制大学の校名とすべきことを強く主張した。」幸い、当学にはその発祥の地より由来する一橋という別称があつて、会則、校歌等にも使用されている長い伝統があり、一般学生の強い支持もあつたので、三科学生大会において我々は上記の趣旨を強く訴えた」（『戦後と一橋』五〇頁）。

人文科学、自然科学をも含んだ将来の大学構想と、本学の歴史的伝統、この二つが学生に一ツ橋大学という校名を採用せしめた最大の理由であつたように思われる。

理事會は、この全商大学生大会の結論を上原学長に報告した。同年六月一六日連合教授會が開かれ、校名問題を採決した。その結果は、一ツ橋大学三二、東京社会科学大学五、一橋（イッキョウ）大学五、東京社会大学ゼロ、その他七であつた。この連合教授會でどのような審議がなされたかは明らかでないが、学生の総意を尊重するという確約がされていることから、さきの学生の意向が大きな影響をあたえたものと思われる。なお、校名開



れたのである。なお当時は、一橋（イツキョウ）大学という校名案があったため、これと区別するため一ツ橋大学と表示したが、一橋（イツキョウ）大学案が否定されたことにより、以後「一橋大学」と表示されるようになった。

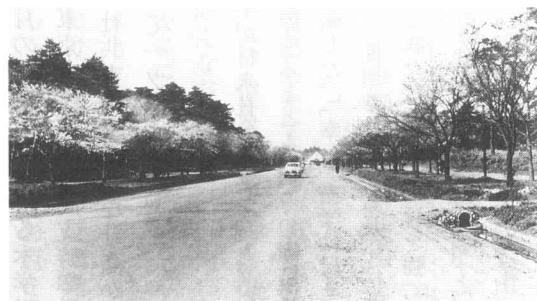
### (3) 一橋大学の発足

一九四九（昭和二四）年五月三十一日、国立学校設置法の公布とともに、東京商科大学、同予科、附属商学専門部、商業教員養成所が一体となって一橋大学が発足した。初代学長には中山伊知郎教授が就任した。三学部の教官数は商学部が教授一二、助教授七、助手六、経済学部が教授一三、助教授六、助手五、法学・社会学部が教授一九、助教授七、助手二（同年十一月一日現在、教授、助教授、助手には予定者も含む）であった。また学生定員は、商学部一二〇人、経済学部一二〇人、法学・社会学部二〇〇人、合計四四〇人であった。なお、すでに述べたような経緯<sup>いきまじ</sup>で成立した法学・社会学部は一九五一（昭和二六）年度から法学部と社会学部に分割され、学生定員もそれぞれ一〇〇人となった。

新制一橋大学の発足とともに新しく開設された講座は、商学部では経営学総論、生産管理、財務管理、会計学、外国貿易、外国為替、経済学部では経済原論第二（マルクス経済学と思われる）、経済地理、西洋経済史、法学・社会学部では英米法、社会思想史、歴史学、文学第一、文学第二、人文地理、古典論であった。新しい日本の再建とともに、新設



大雨のあとの大学通り  
(1951年。くにたち郷土文化館提供)



桜並木の大学通り  
(1953年頃。くにたち郷土文化館提供)

題については事務職員の意見も徴されている。その事務職員の意見は、一ツ橋大学三二、東京社会科学大学二八、一橋（イツキョウ）大学一九、東京商科大学一四、東京社会大学五、その他一〇であった。結論は学生、連合教授会の意見と変わらなかったものの、東京社会科学大学、東京商科大学（旧校名を踏襲）の票が相対的に多かったことが、事務職員の意見の特徴であった。一方、如水会（本学のOB組織）も大多数が一ツ橋大学を支持した。

こうして新制大学の校名は学内外の諸階層・団体の意見を徴したうえで正式に一ツ橋大学と決定さ

講座も国際色豊かなものになった。

以上のように、一九四九（昭和二四）年度から新制一橋大学が発足したが、移行措置として当分の間、新制一橋大学と旧制東京商科大学が併存するというかたちをとった。すなわち、四七（昭和二二）年入学の予科生は五〇（昭和二五）年に旧制学部一年生となり、旧制学部最後の学生として五三（昭和二八）年三月に卒業した。また四八（昭和二三）年入学の予科、専門部、教員養成所学生は、新制度に切り替えられ、最後の旧制学部生と同じ五三年三月に、新制一橋大学の第一回卒業生となった。なお、四九（昭和二四）年、予科および専門部においては、それぞれ在学生在が三学部のいずれに入学するかについて調査し、その希望はそのまま実現をみたが、それによれば学部別志望者数は、予科、専門部とも商・経両学部がおの伯仲して、両学部からそれぞれ一〇〇名余りを集め、これに対して法学・社会学部は全員を合わせてわずかに十数名に過ぎないという極端な対比を示していた。一九四八（昭和二三）年、大学設置委員会により本学の実地調査が行われた際「図書館の蔵書は経済学に関する限り極めて優秀であるが、一般教養の部は地方の高等学校（旧制）にも劣るほど偏っている」という指摘を受けたが、法学・社会学部の教育研究基盤の弱さ、学部としての伝統の不足が、上述のような学生の学部選択に影響をあたえたものと思われる。

最後に、新制一橋大学の成立に至る過程で生じたひとつの事柄についてふれておく。そ

れは第二学部（夜間大学）設置の問題である。第二学部（夜間大学）の設置は、勤労青年に対する大学開放という見地からかねて問題にされていたようであるが、一九四九（昭和二四）年三月、文部省側から夜間大学を本学に置きたいという意向が示され、これに應じて新制大学発足直後の同年九月に、評議会において第二学部新設準備委員会の設置を決定、五〇（昭和二五）年七月を目前に準備作業が始められた。詳しい記録は残されていないが、商・経両学部に五年制の第二学部を設けること、神田一ツ橋の施設の接収解除を求めてそこを校舎にあてること、一九五一（昭和二六）年度からの開設をめざすこと、などが考えられていたようである。両学部とも一一講座、前期分一一講座、教授、助教授各三三名の規模として、一九五〇年開設のための初年度分九二三万円の概算要求が作成されたとの記録もある。第二学部の設置は、一般に、教職員の労働強化などの欠点はあるものの、定員・予算の拡大を通じて大学を拡充するうえで大きなメリットもあることであり、この点をも考慮して設置の方向がとられたものと思われる。しかしながら、この計画は、呆気なく幕切れとなってしまふ。ドッジラインの影響をうけ四九年一〇月、定員法にもとづき定員増をとまなう予算は認めないということで、文部省で却下されてしまうのである。本学は、引きつづき新設準備委員会で第二学部の具体的な設置計画の検討をつづけていくことになったが、第二学部は結局実現されずに終わった。

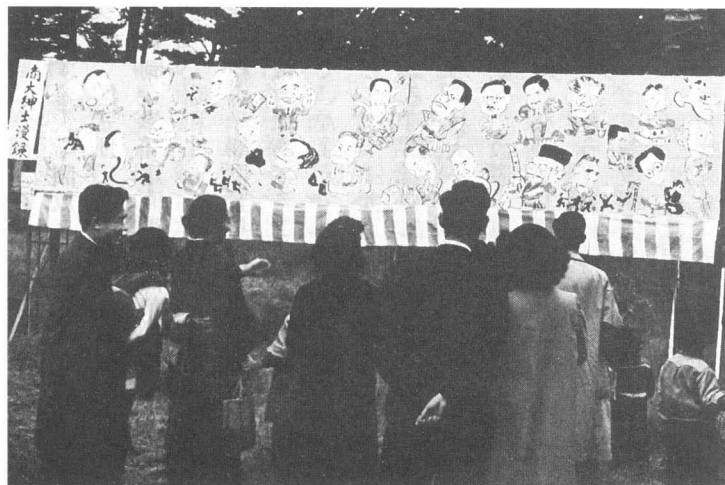


文教地区に指定された国立市(1952年。  
くにたち郷土文化館提供)

戦後の日本経済は一九五五(昭和三〇)年頃に復興をほぼ完了し、「経済自立」が日本の大きな目標となり、国際社会への復帰が実現していった。そして、「高度」経済成長により、日本の経済規模は飛躍的に拡大し、国民の所得水準は向上し、「経済大国」の仲間入りを果たした。他方、「繁栄」の陰の部分として、「公害問題」や「過疎問題」が深刻化していった。それと同時に、一九七〇年代前半までに、日本を取り巻く世界経済の環境は変化し、国際的な経済格差が顕著となり、重化学工業を中心として発展してきた日本の経済社会は、ブレトンウッズ体制

## 第一節 大学教育大衆化の背景

# 第二章 一橋大学と大学の大衆化



75周年記念祭(1950年)「商大紳士漫録」



75周年記念祭「寮生たちの仮装行列」

の崩壊やオイルショックなどにより、従来の路線の変更を迫られることになった。

この第二章では、以上のような大きな変化があった一九五〇年代前半から一九七〇年代前半までの期間に、日本の高等教育がどう変化し、一橋大学がこの変化にどう対応してきたのかを見ていきたい。

この時代の「高等教育」の変化の特徴は、「大学教育の大衆化」ということができる。この「大学教育の大衆化」にはいくつかの要因が作用したと考えられる。すでに言及した国民の所得水準の向上、伝統的な「学歴尊重」の風土などにより国民の教育要求水準が高まったこと、日本の経済社会が「高学歴者」を求める職業構造へと転換していったこと、などを指摘することができる。

この「大学教育の大衆化」の動きへの一橋大学の対応を見る前に、全国的な「大学教育の大衆化」の動向を概観しておく。

表1は高校進学率を示している。一九五五年には高校進学率が五一・五%であったが、一九六五年には七〇・七%となり、しかも高校進学者数がこの一〇年間で約二倍に増加している。さらに、一九七五年には高校進学率が九〇%を突破するようになる。

このようにして高等学校の生徒数が増加していった。そして、表2に示されているように、大学進学者数は増加しつづけ、一九五五年と一九七五年とを比較すると大学進学者数は三・五倍になっている。

このように、大学進学者は急速に増加してきたのであるが、彼らを受け入れる大学側の状況を見てみよう。一九五五年から一九七五年までの期間について、大学数、学生数、入学者数、教員数、職員数の変化を示したものが表3である。

全体としていえることは、在籍大学生および入学者の数が大幅に増加し、一九五五年から一九七五年までの二〇年間にいずれも三倍以上の伸びを示している。これにともない、教員数と職員数も増加している。しかし、教員と職員の増加率は学生数の増加率よりも低い。大学数については、大学の新設がなされ大学数も増加したが、学生数の増加ペースに大学の設置は追いつかなかった。そこで、既存の大学の学生定員を増加させる方策を併用したのである。このことにより、一大学当たりの学生数の増加、教員一人当たりの学生数の増加という事態が進行し、大学教育の「大衆化」と「マスプロ化」が推し進められることになった。

表4に示されているように、一橋大学の学生定員は、新制大学発足以来一九六〇年まで、四学部合計で四四〇人（商学部一二〇人、経済学部一二〇人、法学部一〇〇人、社会学部一〇〇人）であった。一九六一年に商学部と経済学部が二五人ずつの定員増を行い、その後ほぼ毎年のように学生定員増が行われ、当初四四〇人であった学生定員が二〇年後の一

一橋大学は以上のような大学教育の大衆化の動きに巻き込まれていく。この時代の一橋大学と戦前の東京商科大学とを対比して一言でその差を指摘するとすれば、東京商科大学は日本の商学研究・商業教育・実業の世界において頂点に立つ存在であったが、戦後に新制大学として出発した一橋大学は全国の社会科学系の多くの大学・学部のなかでの一大学でしかすぎなくなったことである。また、全国の新制大学の大多数が戦前の複数の高等教育機関や専門教育機関を統合する形で、規模を拡大してスタートしたのとは対照的に、一橋大学は東京商科大学に併設されていた附属商学専門部と商業教員養成所を廃止し、むしろ規模を縮小してスタートした。さらに、各学部は独自の事務機構と研究・教育施設を持たず、いわば単科大学に近い形でスタートした。

以上の点を念頭に置きながら、まず最初に一橋大学の学生定員の変化から見ていくこととする。

## 第二節 一橋大学の学生定員増

表1 高校進学率の推移

(人、%)

年次	A (中学卒業生数)*	B (高校進学者)	C = B/A (進学率)
1955年	1,663,184	857,032	51.5
60	1,770,483	1,022,424	57.7
65	2,359,558	1,667,080	70.7
70	1,667,064	1,368,898	82.1
75	1,580,495	1,453,165	91.9

注：\*は各年3月の卒業生数を示している。

出典：文部省『文部統計要覧—平成6年版』54頁

表2 大学進学率の推移

(人、%)

年次	A (高校卒業生数)	B (大学進学者)	C = B/A (進学率)
1955年	715,916	131,526	18.4
60	933,738	160,386	17.2
65	1,160,075	294,540	25.4
70	1,402,962	340,217	24.2
75	1,327,407	453,842	32.4

出典：文部省『文部統計要覧—平成6年版』64—65頁

表3 大学に関する総括表

(人、%)

年次	大学数	学生数	入学者数	教員数	職員数
1955年	228 (100.0)	523,355 (100.0)	132,296 (100.0)	38,010 (100.0)	51,132 (100.0)
60	245 (107.5)	626,421 (119.7)	162,922 (123.1)	44,434 (116.9)	58,848 (115.1)
65	317 (139.0)	937,556 (179.1)	249,917 (188.9)	57,445 (151.1)	84,248 (164.8)
70	382 (167.5)	1,406,521 (268.8)	333,037 (251.7)	76,275 (200.7)	100,590 (196.7)
75	420 (184.2)	1,734,082 (331.1)	423,942 (320.4)	89,648 (235.9)	123,144 (240.8)

出典：文部省『文部統計要覧—平成6年版』77—90頁

表5 一橋大学の職員定員表

(人)

年次	学長	学部長	教授	助教授	講師	助手	職員	合計
1950年	1	3	56	49	13	19	183	324
55	1		68	63	9	18	160	319
60	1		76	75	6	18	162	338
65	1		85	86	6	25	202	405
70	1		111	108	3	85	208	516
75	1		126	113	4	75	201	520

出典：『一橋大学学制史資料』第10巻、その1、第10集、65-66頁

あり、これらの基準が「学生定員」である。社会科学の個別研究と総合研究をバランスさせるためには人・予算・設備を拡充する必要があり、したがって、学生定員増を行う。この定員増は研究・教育のレベルを低下させるものではなく、むしろ研究・教育に携わるスタッフの充実を図るものである。

学生の定員増の状況は以上のようなようであるが、これにともなうて教職員の数はどう変化したのであろうか。表5は一九五〇年から一九七五年までの教職員の定員表を示している。

この表5のうち、助手を含めた教員のみを取り出して、一九五〇年から一九七五年にかけての五年刻みの教員定員の増加を見ると、五年ごとに、一八人、一七人、二七人、一〇五人、一人と増加している。この教員増は講座の新設、不完全講座の完全講座化などによるものであるが、明らかに「団塊の世代」の大学進学という事態への対応というタイミングで教員数の定員増加が実現している。

学生定員増は、それを支える施設の整備・拡充をともなった。国立地区では一九六〇年代、小平地区では一九六〇年代後半に

表4 一橋大学の学生定員の推移

(人)

年度	学生定員	備考
1949~60年	440	商120、経120、法100、社100
61	490	商25増、経25増
64	560	商35増、経35増
65	600	経40増
66	740	商40増、法40増、臨時増(10、20、20、20)
67	780	社40増
70	720	臨時増廃止(60減)*
74	750	法30増
75	780	商30増

注：\*の臨時増廃止は1969年に決定されたが、東大紛争により69年度は前年度と同様の定員で募集した。

出典：『一橋大学学制史資料』第10巻、その1、第10集、327頁

九七五年には七八〇人となった。

このような学生定員増は学内外でのさまざまな議論・検討の結果、行われたのであるが、一橋大学の内部では、大学教育の理念をめぐり見解が分かれていた。一方において、「少数精鋭」の学生を選抜して「一騎当千」の卒業生を送り出すという考え方と、他方において学生定員を大幅に増加させ、社会のあらゆる方面に人材を送り出すべきであるという考え方があった。

また、大学に対する社会の要求と大学教育のあり方・学問研究の方向性との調和に関する論争が行われた。一橋大学は、社会的要請に応える意味での学生定員増を受け入れたのであるが、その理由の最大公約数は次のようになるであろう。大学で教育・研究を行うためには、講座や学科目に配置される研究・教育に携わる人員の充実、研究教育を遂行するうえでの予算と施設などが不可欠で

建物の新築・増築が集中し、建物の総延床面積は一九五五年の五万一二七三平方メートルから一九七五年の八万一一〇二平方メートルへと増加した。この時期の施設として特記すべきことは、一九六三年に寄附された「磯野研究館」によって教官の研究室不足が飛躍的に改善されたことである。

他方、注目しておかなければならないことは、一橋大学の職員数の変化である。全国の大学の職員数は、一九五五年から一九七五年までの期間に、表3に示したように、約二・四倍に増加している。他方、一橋大学では表5に示されているように、職員の設定がほとんど増加していない。このことはさまざまな意味で一橋大学の研究・教育体制に悪影響を与えることになる。

### 第三節 平均的學生像の変化

さて、一橋大学に入学した学生は、最初の二年間を主として小平キャンパスで過ごす。小平地区は一九三三（昭和八）年から旧制の東京商科大学予科のキャンパスとして活用されていた地である。新制大学の発足により一橋大学学則が定められ、「学部の修学課程を前期および後期に分け各二年以上とする」こととなり、前期課程を小平キャンパスで履修することになった。

前期課程の履修規定は何度も改訂されたが、制度の基本的な仕組みは次のようになっていく。すなわち、学生は必要単位数を五種類の教科群（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、前期専門科目、前期ゼミナール）のなかから、細かい規定に従って取得することになっている。前期課程の二年間に学生が履修すべき教科は多岐にわたり、取得すべき単位数は他大学に比してかなり多くなっている。そして、国立キャンパスの後期課程への進級に際しては、一定の要件を満たさなければならない。これが「進級のバー」である。「進級のバー」の規定もしばしば変更され、所定の科目・単位のすべてを取得することを義務づけた時期と、ある範囲内での単位不足の学生を「仮進学」として後期課程へ進学させた時期とがあった。

国立キャンパスに「進学」した学生は後期履修規定に従った履修要件を満たすことによつて卒業する。後期課程の履修規定の骨子は、学生の所属する学部のすべての部門にわたつて専門科目の履修を義務づけるとともに、他の三学部の専門科目をも履修させる制度である。一九五一年から一九六二年までの履修要件は、演習二科目以上・八単位以上、専門科目一五科目・六〇単位以上であり、一五科目の内容は自学部から九科目、他学部から三科目、その他三科目であった。一九六三年からは、演習二科目以上・八単位以上、専門科目一八科目・七二単位以上、と変更になり、自学部から一〇科目、他学部から四科目、その他四科目の履修を義務づけた。このように、後期課程の履修要件は、制度上いっそう厳

しいものとなった。

そして、前期課程での「一般教育」は後期課程での「専門教育」の前段階としての位置づけが定着していった。このように「一般教育」を位置づけることと「一般教育」担当教官の処遇とが複雑に関連して、いわゆる「前期問題」が絶えず学内で議論され、重要な懸案事項となっていた。

小平と国立にキャンパスが二分されていることのは非が絶えず議論され、国立への統合の可能性が一九六〇年以来検討されてきた。この問題は多大な時間と労力をかけて、ようやく一九九四年に小平キャンパスを国立に移転することが決定された。

ところで、「大学教育のマスプロ化」という問題は、大学に在籍する学生が増加することによる教育レベルの低下を如何に阻止するかという問題と同時に、極端に表現すれば、「本人の自発的意思によらざる就学者」あるいは「問題関心の欠如した学生」が大量に入学し在籍しているという問題を抱えている（マーチン・トロウ著、天野・喜多村訳『高学歴社会の大学—エリートからマスヘ—』東京大学出版会、一九七六年、二八一—三二頁）。

戦前においては、大学生はエリートのな存在であった。しかし、大学進学率の上昇により、大学生であることはエリートと同義ではなくなった。

教育レベルの低下や学生の質の低下の問題に関する一橋大学の対応は、これまでの記述から明らかのように、履修すべき最低単位数と科目数を増やし、学生に厳しい履修要件を課する方法を採用した。もつとも、「一橋はむずかしいのは入学試験だけで、入って仕舞えば眠っていても卒業できるというのが一般定評」のようであり、「卒業さえすれば成績の如何に拘らずだれでも就職出来る」と自嘲的にある名誉教授が述べているように（『如水会報』二八六号）、履修すべき単位数や科目数を増加しても、それらは実質的な効果をともなうものではなかったと思われる。

後者の問題、すなわち、「問題関心の欠如した学生」が多数となることへの対応に関しては、一橋大学ではゼミナール制度によって、問題があまり顕在化しなかった。ゼミナールでは学生の卒業論文作成に対して個人的指導を行い、またゼミナールで教師と学生の密接な接触が確保され、「マスプロ化」の弊害といわれるものは顕在化しなかった。しかし、「問題関心の欠如」という学生のもつベクトルをゼミナール制度で解消することは不可能であろう。「大学教育の大衆化」の時代には、大学受験生全体のなかで上位の成績の学生も「問題関心の欠如」という一般的特徴をもっていることを直視すべきであろう。

「問題関心の欠如」した学生が多数在籍することとは、学生たちが大学に対して多様なニーズをもち、「専門教育」を受けることを最大の目標にしているわけではない、ということの意味する。このような学生をどう教育するかが問われているのが大学教育の大衆化の問題である。したがって、従来の「一般教育」と「専門教育」との関連を如何にするか、という問題とは次元の異なる問題の解決が求められている。よりセンセーショナルに表現



表6 大学院の学生定員表

(人)

年度	修士課程			博士課程		
	定員	志願者	合格者	定員	志願者	合格者
1953年	80		63	41		
54	80	120	76	41		
55	80	105	34	41	16	11
56	80	116	32	41	19	12
57	80	73	33	41	21	11
58	80	101	31	41	24	16
59	80	91	19	41	18	12
60	80	99	29	41	19	13
61	80	45	18	41	11	11
62	80	66	22	41	23	12
63	80	80	24	41	21	12
64	80	76	28	40	17	12
65	80	116	41	40	11	7
66	108	109	34	53	25	16
67	108	116	47	53	31	18
68	120	136	47	64	30	23
69	136	164	58	65	43	16
70	149	210	78	65	47	30
71	149	307	63	73	49	34
72	155	364	69	80	76	61
73	158	338	67	82	73	50
74	160	348	60	83	82	53
75	162	345	55	84	111	62

出典：『一橋大学学制史資料』第10巻、その1、第10集、137—142頁

すれば、大学のレジャーランド化が進行していたのであり、新たな大学教育の理念・制度・内容などを根底から検討し直すことが求められていたのである。この問題は本稿の最後で再度とりあげる。

#### 第四節 大学院教育の問題

一九四七（昭和二二）年に四年制大学の上に大学院を設置するという新制大学の制度が決定された。これを受けて一橋大学では同年一〇月に、大学院に商学、経済学、法学、社会学の四研究科を設置することを決定している。そして、一九五二年に文部省と折衝した結果、商学研究科二専攻（経営学および会計学・商学）、経済学研究科二専攻（理論経済学および統計学・経済史および経済政策）、法学研究科一専攻（経済法）、社会学研究科一専攻（社会学）、学生定員修士コース計八〇人、博士コース計四〇人の大学院が一九五三年四月に正式に発足した。大学院設置の目的は、「一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与する」ことであつた。

大学院学生定員の推移を示した表6を見ると、一橋大学の大学院学生定員は学部学生の定員増の「学年進行」の形で増加していることがわかる。

しかし、修士課程の合格者数の推移を見ると、当初は定員に近い数の合格者を出していたが、大学院学生の定員数が増加していったのとは逆に、一九六〇年以降は大学院の合格者数が極端に絞り込まれ、定員を大幅に割り込む状態へと変化していった。このような変化は、大学院教育の主たる目的が専門的研究者養成へと傾斜したことによる。この過程で、研究者としての資質を有する人材を学外からも集める方式が定着した。そして、最終的には大学院は「研究者」養成のための博士課程五年制の制度へと変化していった。

次世代の研究者を養成する機能を大学が保持することは重要なことである。ところが、日本の高等教育の世界では、研究者の養成という重要な責務を果たすためには人・資金・設備などが独自に必要となる、という認識がほとんどなかった。従来の考え方では、学部教育を担当する教員は、個々の学問領域で研究を行い、その成果を背景に学生を教育し、さらに、大学院において研究者養成にも携わることを当然としていた。

ところが、研究者養成制度として大学院制度が定着していく段階で、大学には前述のような「大学教育の大衆化」現象が押し寄せ、学部学生の教育だけでも従来と異質の問題を抱えることとなった。したがって、大学としては、従来の考え方から離れ、新たな発想のもとで、多数の学部学生を教育すること、各分野の専門研究を深めること、次世代の研究者を養成すること、などの諸機能を合理的に分業する体制を検討しなければならぬ段階にさしかかっていた。

にもかかわらず、一橋大学では、個々の教員がこれらすべての機能を担うべきであるという従来の慣行を踏襲した。その理由として考えられることは、一方において学問の分化に応じる形で教員の実員を増加させ、他方において研究者予備軍としての大学院学生の数を絞る、という選択をしてきたことによつて、学部教育や大学院教育の深刻な問題を当面切り抜けることができたからであろう。しかし、このような体制のもとで本当に研究者養成が継続されるのであろうか。

さらに重要なことは、教授会が大学の管理運営の最終責任を負っていることである。管理運営の最終責任は評議会が負い、教授会メンバーは建前のうえで、研究面では独創的研究を生み出し、教育面では新入生から大学院生にいたる多様・多層の学生を指導する能力があり、有能な研究者であると同時に優れた教育者であることが要求され、さらに、管理者としての能力をも求められている。複雑な問題を内包している巨大化した大学において、教授会メンバーである個々の教員は、教育と研究と研究者養成および大学の管理運営という諸機能のすべてを遂行することが求められた。このようなことが合理的かつ現実的であるとはとても思えないのであるが、教員が組織的に諸機能を分担することの検討はなされなかった。

## 第五節 社会科学の「総合大学」

歴代の学長は入学式の式辞のなかで、一橋大学の歴史を振り返り、戦前には何度かの廃校の危機を乗り越えて、自由を求める精神とその自由に対する責任として常に創造的に新たな学問領域を開拓する精神がこの大学には培われてきたことを指摘してきた。

新制大学としての一橋大学は、学問に関する社会的要請をおそらく次のように受け止めたであろう。すでに述べた伝統的精神に根ざして、一橋大学を構成する個々の研究者は、国際的レベルでの時代の要請を受け止め、それぞれの専攻領域にかかわる学問を社会科学として確立するための総合的体系的理論の構築に取り組みとともに、分化・進展する学問を相互に有機的に関連づける総合原理を追究することを課題としていた。そして、まさに独創的な研究が求められ、現実と理論の融合、研究の国際性などが求められることになった。

一橋大学はこのような課題に真摯に取り組んできたことを自負していた。そして、研究与教育の基盤としての附属図書館の充実にも取り組んできた。原則としてすべての資料を附属図書館に集中させる方式により、図書館が所蔵する資料は膨大なものとなり、質の面では、世界屈指の特殊文庫を収蔵するようになった。これらの文庫のなかには、戦前に獲得した「ギールケ文庫」や「メンガー文庫」とは別に、シュンペーター教授の遺族から寄贈された「シュンペーター文庫」や三井グループ二二社の拠出寄付を中核として購入した「フランクリン文庫」などがある。

高度成長を経て、日本の経済社会は先進国にキャッチアップを果たすことになるが、そのような段階になると、総合研究の意味内容が変化してきた。個々の研究者のレベルでの学問の個別細分化とその細分化した専攻分野を他の諸科学と有機的に結合させる「総合化」の理論的取り組みだけでは不十分になってきた。すなわち、社会諸科学の多くの分野からの複数の研究者による「共同研究」プロジェクトという方式によって複雑化した経済社会の現象を「総合的」に分析することが必要となってきた。そして、このような取り組みこそが「社会科学の総合化」への手がかりとなる。ところが、一橋大学ではこのようなプロジェクトを組むための予算を自発的に編成したこともなければ、プロジェクトの推進をサポートするシステムも構築してこなかった。

大学教育の大衆化の時代にあつて、大学に求められることは単純ではない。大学は、一方にマスとしての大学生を教育することが求められ、他方には明示的ではないにしても、学問研究を深化させる社会的要請がある。大学は学生という顧客と社会という顧客を対象とした営みを行っている。社会からの要請としての学問研究については、一方で先進的・独創的研究を行い、他方では次世代の研究者を養成することが求められていることになる。このような課題の結節点が「社会科学の総合」をめざすということであろう。この目標に

向かって実質的な取り組みをする人的・制度的・資金的なシステムの構築が求められるところである。

学生という顧客に対しては、すでに指摘したように、一方で専門教育を充実させ、他方では教養教育を幅広く行うことを心がけてきた。その際、学生は自発的に勉学することが暗黙の前提となっていた。しかし、卒業者のうち、修得した特定の専門知識を活用する職業に就く者はごく少数であり、大部分はサラリーマンとしての職業人生を始める。そのような状況では、大学教育は高度の「教養教育」であれば十分である、という考えが成り立つ。さらに、「問題関心の欠如」した学生が多数入学してきており、学生は従来の専門教育を中心とした教育体系にはあまり興味を示さず、「レジャーランド」と化した大学にふさわしい教育体系を用意することが必要となっていた。

基本的には、このような多様なニーズをくみあげ、効率的にヒト・モノ・カネを配分する機能分担の考え方が是認され、それを管理運営する新たなシステムを構築することが求められていた。しかし、一橋大学では、このような対応とは逆の方向をたどった。

一橋大学では、「レジャーランド化」した大学としての教育を求める学生、管理運営に関して素人である教授会メンバー、管理運営の事務機構を担当する事務員、この三者が大学の自治を担うとされ、また、学内民主主義の形式維持のために莫大なエネルギーが投入された。しかし、そのエネルギーが教育、研究、研究者養成という諸機能をいかに組織化す

るかという最大の問題に向けられたことはなかった。大学教育の大衆化の波のなかで、新しい時代にふさわしい大学の理念・教育内容・運営形態などを検討する時期が到来しているという認識は共有されなかつたのである。極論すれば、社会科学の「総合大学」はスロークアンにすぎなくなつた。

## 第三章 大学紛争と学園の再生・改革

本章の対象となる時期は、一九六八―六九（昭和四三―四四）年の大学紛争とその後の再生・改革の一九七〇年代から八〇年代に及ぶ。これまで紛争を歴史的に総括した先行記述はなく、百年史の資料集においても『戦後と一橋』の昭和四〇年代での「社会問題と学生」で「主としてその経過に絞って整理し、記述を試み」たものがあるだけである。ここでは、「一橋大学における学園紛争が、どのような意味を持ち、何をもたらしたか——。これについて歴史的な評価を下すにはまだ早すぎる。当時渦中におかれた人々の話をきいても、今なおこれをめぐる評価はわかれ、亀裂は残されたままである。その傷跡は、当時の学生、教官だった人々に今なお残っている」という配慮が示されていた。一九八三（昭和五八）年刊行のこの記述の態度を超えてここで歴史的評価を下すことは依然として困難である。同時にその経過の記述には不正確なところが見られる。したがって、ここでは紛争の経過とそこで問題となったことを記す。そして、創立一〇〇年から学園の再生・改革を、学部拡充改組、国際化の進展という事項に沿って記述し、本学の新たな発展に向けた努力の挫折と実現の歩みの記録としたい。

### 第一節 大学紛争

一九六五（昭和四〇）年、全学連再建の担い手であった本学前期自治会・後期学生会の運動は、寮建設問題や大学管理法問題での大学側との交渉とともに、日韓条約反対やベトナム反戦の政治的意識覚醒と諸行動に取り組んでいた。中和寮の新寮建設が実現し、小平・国立の学生会館問題が次の課題であった。この一九六六―六七年は、ベトナム反戦運動を軸に学生運動セクトが各派全学連を名乗り、各大学で主導権争いを繰り広げた時期であったが、本学ではそうした各派の勢力は自治会の選挙や学生大会での有力な対抗馬ではなかった。しかし、一九六八年になると学生運動の状況は一変した。自治会の運動での政治的路線の選択が焦点となったのである。これが紛争の原因ではないが、背景であり紛争に作用したものであることは否めない。一九六八年五月のパリやドイツの学生運動、東大・日大の民主化闘争、全共闘の出現なども大状況としてあった。

一九六八（昭和四三）年一〇月二二日の国際反戦デーに向けて前期自治会にストライキ実行委員会（スト実）が結成され、学生大会でその提案が可決、一日バリケードストが実施されたことから、本学の紛争の火種が宿ることとなった。臨時執行委員会の学長への公開質問状で大学の自治や社会的な位置についての問いかけと一〇・二一バリスト、新宿闘争への態度が問われたが、学生大会決定を大学の意味決定のうえでどう位置づけるかとい

う問題がその後の経過のうえで重要な事項であった。

一月の委員長選挙で一〇・二一以前の自治会執行部側の選出で、臨時執行委員会は解散したが、旧臨時執行委員会の名で公開質問状への再回答と八項目要求への見解を学長に求めた。そのなかの学生部長拒否権や予算管理の全面公開、従来の全学生の三分の二以上の反対による学長拒否から全学生の二分の一以上の反対による学長拒否権の要求は、後期学生会がすでに提起し、前期の新執行部もそれに呼応していたものであった。そして、本学を構成する者全員による自治という意味で全構成員自治、教官・職員・学生の三者による自治という意味で三者構成自治という理念が形成され、そのあり方が検討されはじめた契機は、前・後期自治会が要求し評議会が応

じて教職員・学生が兼松講堂を埋めつくした二・二九全学討論集会であった。

その後に行われた一二月一三〜一四日と一二月一六日の前・後期自治会の評議会団交（このとき初めて実現）の確認事項は歴史的に重要である。一・二・一三〜一四団交では、「学生と評議会の団交において討論の結果、双方の一致した事項は確認事項として双方が文書を交換することによって確認する。これは学生と評議会の決定であり、評議会はこれを教授会にかけ、評議員はその実現のために努力する。ただし、教授会の決定が学生・評議会の合意事項と異なった場合、評議会は学生との合意事項に拘束されており、学生と再交渉しなければならない」とされた。これはその後「確認書方式」として定着していく本学の意思形成方式の端緒となるものだが、その後の学生諸集団の団交・会合要求と評議会の対応のなかで改めてルール化が求められることになる（一九六九年三・一確認書―後述）。

一・二・二六団交では、「一、学生部長候補者についての学生の拒否権（除斥投票）を認める。二、除斥は全学生数（学部学生、院生）の二分の一以上をもって成立する。三、除斥投票の結果（票数）を公表する。四、六議題に関する残りの問題は、次回以降の団交において交渉する」とされた。これによって、学生部長選挙への学生参加が初めて認められたのである。継続団交の一九六九年一・二五団交には院生自治会も加わり、次のような確認書が交わされた。「一、学生部長拒否権について 一、学生部長候補者についての学生院生の除斥投票の管理はそれぞれ同数の学生・院生と、教官とで構成する委員会が行ない、



大学紛争

それぞれ対等の権利をもつ。投票過程において問題が生じた場合は、全員一致で解決する。二、除斥投票に関する内規は、学生・院生と教官との代表により構成される検討委員会で立案し、それぞれの組織で決定の手続をとる。三、除斥投票権をもつ学生・院生は、在籍者全員とする。四、学生部長の再審査請求権に類する問題に関しては、一二月一三日団交の確認書の方式であらためて交渉する」(その他のII、VIは省略)。

なお、一二月一三〜一四日の徹夜団交で増田四郎学長が病に倒れ、一九六九年一月三日田上穰治法学部長が学長代理に選出されるなかで、学長選出問題が全学の問題となった。二月一日、旧学生部長選考規則(昭和三十一年四月一日施行)が廃止され、新規則・学生部長候補者除斥投票内規が施行された。この二月に、後期学生評議会(後学評)と三自治会との評議会の交互の会合、団交、確認書、自己批判が繰り返され、この事態を学生自治の分断とみなしその結果責任を追及し、あわせて学長選挙での除斥投票成立要件を三分の二から二分の一にすることを求めた三自治会の二月二十八日〜三月一日評議会団交が行われた。そこで交わされたものが「三・一確認書」である。評議会は学生自治分断の結果責任を認め、会合は学生諸団体と行うが、団交、確認書の学生側窓口は自治会であることを確認し、学長選への要求も認めたのである。これによって事態は解決し、大学の管理運営への学生参加の「一橋方式」が確立したのだが、三月一〇日の増田学長辞任と学長事務取扱(石田忠前期部長)、学長代理(三・三〇)地田知平商学部長、四・四西順蔵社会学部長)と

いう最高責任者の短期交代の状況下、入学式への赤ヘル集団の突入未遂事件もあるなかで一九六九年の新学期を迎えた。

二度目の全学討論集会(四月二三日)によって本学の自由と自治の伝統に沿った大学民主化の進展が望まれた矢先、今度も前期学生大会で四・二八バリストが決議され、「前期スト実」が結成された。しかし、今度は執行委員会は解散せず、三自治会団交の一員となった。この時期に大学の管理運営に関する臨時措置法案(大学立法)が国会に上程され、それに対する反対運動が本学でも焦点となっていた。本学はこの大学立法反対運動に全学をあげて取り組んだ。三自治会の五・一三団交、五・一四評議会への申入書と五・一六評議会・各部署教授会連名の「大学緊急立法措置に反対する声明」の間に、五月一五日後期学生評議会の会合再開要求書が評議会に出されていた。五月一七日、全学闘争委員会(全闘委)による国立本館封鎖が突如行われた。翌日、封鎖反対デモ、その後団交が行われたが、そのさなかに全闘委が会合要求を出し、評議会はそれに拒否回答を与えた。前期、後期の学生大会で大学立法反対ストが決議され、「スト実」が結成された。後期では全闘委への封鎖自主解除要求が決議された。この段階で学生の運動の主導権はそれまでの自治会執行部から「スト実」に移行した。しかし、五月二五日、六月七日の全学デモをピークにその後学生大会の不成立がつづき、大学立法の帰趨が決するまでスト続行のまま夏休みに入った。その間、全闘委は経済研究所の存在意義を問う会合要求をしたが、封鎖解除を委任された

「スト実」の工作に応じず封鎖をつづけた。

七月一日、増田学長辞任と村松祐次学長事務取扱の任命が発令された。大学立法反対運動では旧自治会執行部の「全学連行動委員会」（前期）と「民主化行動委員会」（後期）の国会デモ以外に学生の行動がないまま、八月大学立法の強行採決を迎えた。ストは八月五日で期限切れとなり、「スト実」は自然解散した。学生の代表機関は不在となった。八月一日、愛校心に訴える「大学を考える会」が封鎖解除について評議会に質問・要求書を提出した。この期間中、教官側の問題も表面化した。社会学部長就任拒否教官による社会学部教授会の不正常化、前期部長（のちに分校主事）後任問題、商学部の教官退任問題などが生じ、学生との折衝とともにその対応に多大なエネルギーが費やされた。また、前期教授協議会の審議と前期教官が分属する各学部教授会の審議の二重性が問題となり、後に前期連合教授会が設置されることになった。また、学生側では院生共闘、ノンポリ行動委、商闘委、ゼミ闘争委、反バリケード協議会などが結成され、それぞれ学長事務取扱に質問状を提出したのもこの時期であった。

九月一日、兼松講堂で大学主催の説明会が開かれ、村松学長事務取扱による大学立法成立への本学の態度表明と大学改革の検討資料作成の方針によって授業再開の方向が示された。九月一六日、授業が再開されたが、これに反対する学生・教官もいた。封鎖実力解除の機運が高まったのは、九・二四後期学生大会（流会）での全闘委と旧スト実に対する

一般学生の怒りを背景にした大学を考える会、有志連合、反バリケード協議会の公開質問状への九・三〇評議会回答書では解決できないことが明らかだったからである。一〇月五日、封鎖解除実行委員会の名の集団による実力行使が始まり、双方に数名の負傷者を出したが、翌日夕方に封鎖派学生が構外退去して封鎖解除は終了した（院生共闘の新館占拠排除にその後数時間を要したが）。警官隊は学外に待機していた。この緊迫した出来事の詳細は省く。その後、一月に小平分校本館封鎖解除にともなう警察の立入捜索が行われた。一月下旬、前期学生大会成立、無期限スト解除を決議、自治会再生、後期では全学投票によって学生会再生という過程のなかで、一九七〇（昭和四五）年一月には紛争は終結した。

## 第二節 学園の再生

### (1) 創立百年記念事業

一九七五（昭和五〇）年九月に本学は創立百年を迎えた。一〇月三〇日、記念式典が兼松講堂で行われ、同時に学園史資料および貴重図書展示が図書館長室で行われた。創立百年記念事業は大学と如水会の共同での学園史資料集・通史刊行にとどまらず、本学の学術活動財源を生み出したことから重要な歴史的意味をもつ。

学園史編纂の準備は一九六二年の「一橋学園史資料整備委員会」設置で始まっていたが、



大学紛争によって一〇年近く中断し、一九七三年「創立百年事業企画委員会」設置によって再開することになり、『図書館史』（一九七五年）と『一橋大学年譜』（一九七六年）が刊行された。記念式典の直後、「学園史編集委員会」が設置され、事業予算一〇〇〇万円が計上された。とくに、一九七六年六月大学と如水会の間で「創立百年記念事業募金会」が設立され、翌年四月から目標一〇億円の募金活動が開始されたこと、しかも一九八三年二月までに目標を大幅に超える募金が集められて、大学の委任経理金として寄付されたことは、特筆すべきである。募金会の事業内訳は、図書購入、研究出版助成・記念論文集刊行、学園史刊行、記念碑建設、構内環境整備、募金経費、剰余、合計一三億一〇〇〇万円弱であったが、そのうち図書購入資金に八億円が一九七九年から一九八〇年の間五回に分けて、研究年報に一億三五〇〇万円が一九八〇年に、剰余から学術奨励金（国際交流）に二億円、学園史刊行に八〇〇〇万円が一九八三年に寄付された。なお、募金会に先立って「創立百周年記念事業会」設立案があり、その事業案の大半は募金会の事業と重なるが、消え去った案もある。それは創立百周年記念館（仮称）で、別紙に建築計画案も付されていた。これが募金会の事業では採用されず、代わりに記念碑となったと思われる。

歴史の古い運動部の部史編集が独自に進められていたものを百年史に組み込むために、一九八〇年に二一部が参加した「運動部文化部OB会代表者懇談会」が開催され、募金会への要望の結果、一億一〇〇〇万円に学園史刊行事業予算を増額することが承認・決定された。百年史資料集は、一九八三年までに、大学側の学問史一冊、学制史八冊、如水会側の二七冊、運動部文化部史二六冊、計五二冊が刊行された。大学は一九八三年「学園史刊行委員会」設置を決定し、同年如水会も新委員会を発足させ、大学側を責任主体として一九八八年末を目途とする上中下三巻の通史刊行計画が策定されたが、実現せず、如水会側での戦前の通史稿本の刊行が一九八九年になされた。

## (2) 学部拡充——大講座制への移行

一九七六（昭和五一）年度概算要求での経済学部を筆頭に、社会学部・法学部の順に、大講座制による学部の拡充改組が進められ、商学部の一九九四年度実現によって四学部すべてが大講座制をとることになった。学部の状況によってその歩みは異なったが、ここに一定の完結をみたのである。本学の概算要求書類の各年度関係事項を資料に、その歩みを記しておく。

経済学部は、七大講座（経済原論、経済統計学、公共経済学、経済政策、経済地理学、経済事情〔後に地域経済〕、経済史）への改組、入学定員三〇人増、基礎課程・応用課程の二課程制の導入を要求し、一九七七年度には実現した。それは、「従来の講座制における講座間の壁を破り、教官席の効率化と教官年令構成の是正・適正化をはかるとともに、大講座内の教官席の融通性を実現し、さらに外部から優秀なスタッフを迎える制度的条件を整

えること」をめざしたものであった。

社会学部は、一九七六年度概算要求で三講座(社会思想史第二、労働問題、社会史第二)増、入学定員三〇人増を要求し、一九八〇年度概算要求では三課程(社会理論、社会問題・政策、地域社会研究)、八大講座(社会思想、社会学、社会心理学、政治学、教育社会学、社会政策、社会史、社会地理・社会人類学)、入学定員四〇人増を要求し、それぞれ一九七九年度と八〇年度に実現した。その要求理由によれば、「大講座制への移行は、ともすれば過度に細分化され専門化されようとする現代の学問傾向に対して、統一かつ全体的視点から対象をとらえなおそうとする要請にこたえるもの」であり、「大講座制は、研究・教育面からの必然的要請にこたえるための教官席の有効適切な利用をも目的としている」。また、「大講座制のもとで教育と研究を有機的に統合しながら、その両者の一層の発展をはかるためには、国際的共同作業もまた必要である」。さらに、一九七六年の学部教育体制上の五部門から三部門への再編、一九七七年の研究科修士課程の三専攻への改編、一九七九年博士後期課程の三専攻への改編(社会学、社会問題・政策、地域社会研究)が行われた。法学部は、一九七九年度概算要求でコース制導入(第一類〈公法〉、第二類〈私法〉、第三類〈国際関係〉)と六講座増設(比較憲法、民事訴訟法第一〈民事執行法〉、国際機構論、刑事学、社会保障法、外国法第二)、入学定員四〇人増を要求、一九八〇年度に課程制として実現したが、講座は比較憲法、民事訴訟法第二の増設にとどまり、その後、国際機構論

刑事学、比較法制度論が増設された。一九九一年度概算要求で大講座制(国際経済法大講座新設と既存二五小講座の六大講座への振替)と入学定員三〇人増を要求した。この要求の実現にあたって一九九一年度に国際関係、公法、一九九二年度に刑事学、企業法・経済法、国際経済法、一九九三年度に法文化構造論、民事法の順次実現が図られ、一九九三年に七大講座が実現した。

商学部は他学部比べて歩みが遅く、一九九二年度概算要求で既存二六小講座の三年計画での八大講座への振替を要求した。一九九二年度に会計学、金融論、一九九三年度に情報・意思決定、インターナショナルビジネス・マーケティング(のちに国際貿易・マーケティング)、交通・公共システム、一九九四年度に経営学、商品・技術、保険論が順次実現し、一九九四年に完成した(認知科学、流通システム論の講座増も含む)。

なお、社会学部が一九九二年度大講座(国際社会学)増設、経済学部が一九九三年度大講座(現代経済)増設を要求し実現している。こうして、一九七六―七七年から始動した大講座制導入を軸とする学部拡充・再編は、一九九四年に一定の完結をみる。この間、これによって多様なスタッフが揃うと同時に学部の独自化が強まった。

### (3) 大学院の制度整備と留学生教育、国際交流の進展

大学院の制度整備をめぐる改革は、大学紛争時に提起され、研究者養成機関としての大

学院のあり方が、修士・博士課程の区別の意味、修士論文とは何か、博士課程入試の方法・語学試験の問題などとして問い直された。各研究科によって改革がなされたが、一九七五年制度的な面で修士課程と博士後期課程とに改編されたことによって、研究者養成の五年一貫制が明確にされた。博士課程の進学のために修士課程年限を超えて修士論文を書く院生は少なくなつたが、新たに、博士課程を修了した院生が就職できないオーバードクター問題が生じた。学内措置として特別研究員の数を増やし、対外的にも働きかけてきた。一方で院生の数の増加につれて院生の研究条件の整備が求められた。とくに院生の日常的な研究の空間の不足は明らかであつたが、一九七六年院生自治会の院生研究室要求団交によって、翌年教官研究室に加え院生研究室を備えた第二研究棟が建設されたことは、特筆すべきことであつた。

一九八〇年代以降、大学院での留学生の比重が高まつたが、これは学部においても顕著な現象となつた。一九八〇年から一九九四年の一四四年間に留学生数は三九人から三二二人と実に八倍に達したのである。一九八六年に国費と私費の留学生の比率が逆転し、私費留学生が増えたこと、院生での比率が学部でのその約四倍となつたことが統計的に確認できる。このようななかで留学生への日本語教育の歩みは、一九八〇年から一九八六年までの国立本校での多摩地区留学生対象の土曜課外補講を前史として、一九八七年四月からの専任教官による小平、国立での日本語教育科目の開講を本格的な開始とし、その後の専任

教官一名増、留学生専門教官の採用によつて今日の体制に至つた（松岡弘「一橋大学における日本語教育―これまでの十年・これからの十年―」『一橋論叢』一九九二年三月号）。

国際交流の多様な進展を特徴的な項目としてとりあげないわけにはいかない。渡航制限が緩和された一九六三年から一九七五年までの教官の海外出張（三か月以内の短期、六か月以上の長期）記録によれば、年平均二〇・三〇人程度であつた。これを、一九八九年の一八四人、一九九四年の三〇六人と比べると、この間にいかに飛躍的な増加をみたかがわかる。海外渡航の自由化だけでなく各種の渡航援助のシステムが学内外で確立したことがその要因であろう。また、海外の大学学術研究機関との交流が一九八一年イギリス・シェフィールド大学との交流協定を第一号に、一九九五年三月末までに三八機関との交流協定が締結された。一九八七年には(株)如水会と明治産業(株)の寄付により、学生の短期および長期海外留学制度が創設され、年間一五〇二〇人が世界各国の大学に留学するようになった。外国人研究者の本学訪問（講演・視察）は、一九六五年は三〇人程度であつたが、一九七〇年代後半以降その数は伸びつづけ、とくに一九八五年から毎年開催されている国際シンポジウムや、各部所で適時開催される国際交流セミナーによつて飛躍的な増加をみせ、一九九四年は二五七人の外国人研究者を受け入れている。一九九二年、国立に国際交流会館および如水ゲストハウスが建設され、一九九四年には如水会の寄付により、モダンな佐野書院が新築された。

No.	機 関 名	国 名	種 類	締結年月日
21	アンカラ大学	トルコ	大学間	1992. 3.26
22	経済成長研究所	インド	部所間	1992. 9.21
23	マギル大学	カナダ	大学間	1992.12.14
24	バーミンガム大学	イギリス	大学間	1993. 7. 1
25	香港大学	香港	大学間	1993. 7.13
26	ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ	イギリス	大学間	1993. 7.21
27	ヨーク大学	イギリス	大学間	1993. 7.22
28	エセックス大学	イギリス	大学間	1993. 7.23
29	メルボルン大学	オーストラリア	大学間	1993. 9. 9
30	クィーンズランド大学	オーストラリア	大学間	1993.11.12
31	ウィーン大学精神科学部	オーストリア	部所間	1994. 2. 3
32	ソウル大学校	韓国	大学間	1994. 2.25
33	マケレレ大学	ウガンダ	大学間	1994. 7. 5
34	エラスムス大学	オランダ	大学間	1994. 7.11
35	ザンクトガレン大学	スイス	大学間	1994.10.19
36	ペンシルヴァニア大学	アメリカ	大学間	1994.10.20
37	パリ第1大学	フランス	大学間	1995. 3.30
38	パリ政治学院	フランス	大学間	1995. 3.31

一橋大学交流協定締結大学等一覧

No.	機 関 名	国 名	種 類	締結年月日
1	シェフィールド大学	イギリス	大学間	1981.11. 3
2	オックスフォード大学	イギリス	大学間	1983. 5.11
	セント・アントニーズ・カレッジ			
3	HEC経営大学	フランス	大学間	1983.11.30
4	タマサート大学	タイ	大学間	1984. 6.24
5	南開大学	中国	大学間	1984.10.25
6	スタンフォード大学経営大学院	アメリカ	部所間	1985. 8.16
7	対外経済貿易大学	中国	大学間	1985.12.30
8	ロンドン大学ロンドン・スクール オブ・エコノミクス・アンド・ポリティ カル・サイエンス	イギリス	大学間	1986. 6.20
9	マサチューセッツ工科大学スローン 経営大学院	アメリカ	部所間	1986.10.29
10	ケルン大学経済社会学部	ドイツ	部所間	1987. 2. 2
11	ボッコニ大学	イタリア	大学間	1987. 5.26
12	カリフォルニア大学バークレー校経営 大学院	アメリカ	部所間	1988. 1.14
13	上海財経大学	中国	大学間	1988. 9.14
14	ハーバード大学経営大学院	アメリカ	部所間	1988.10.12
15	トリア大学	ドイツ	大学間	1989. 5.31
16	ルーヴァン・カソリック大学	ベルギー	大学間	1989. 6.16
17	アントワープ大学応用経済学部	ベルギー	部所間	1989. 9.15
18	北京大学	中国	大学間	1990. 8.28
19	オーストラリア国立大学	オーストラリア	大学間	1992. 2. 1
20	ロシア科学アカデミー中央数理経済 研究所	ロシア	大学間	1992. 3.23

## 第四章 改革の時代

一九九〇年代以降、日本の大学は改革の嵐のただなかにある。直接的なきっかけは一九九一（平成三）年二月に出された大学審議会の答申にあるといわれているが、それはあくまでも一つの導火線であるにすぎない。その導火線をたどっていけば、その先に、たとえば表面は冷え切っているとはいえ一九六〇年代後半における大学変革闘争という大学内在的なマグマを発見することができるだろう。いやそのマグマなしには、大学改革の成功はおぼつかない。今日における大学改革は、二一世紀を展望しての改革であるといわれている。それはそのとおりであろう。しかしその改革は、大学が変貌著しい社会を追いかけ、その論理を取り入れるといった程度のものであってはなるまい。より徹底的に、大学が社会変動をリードするような、大学が社会に対してその文化的正統性を提供する機能を果たすことになるような、少なくともそうしたことを見野に入れた根本的な改革でなければ、二一世紀を展望したことはないだろう。

人間が世紀末を論ずるようになったのは、一九世紀末のことである。この表現は、一九世紀が愚劣な時代であったことを示しており、したがってそこには一九世紀は終わってほしいとの願いがこめられている。われわれは、二〇世紀の終わりに直面して、やはり世紀

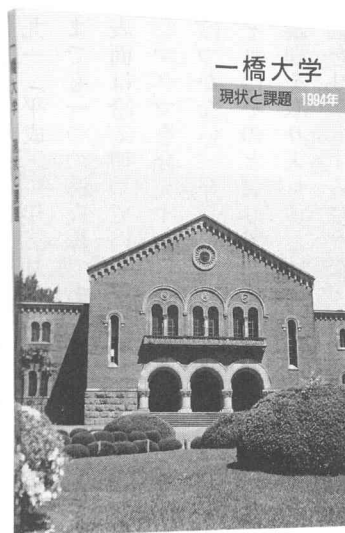


新築なった佐野書院(1994年)



佐野書院ホール

末を論じている。やはり二〇世紀も一九世紀と同様、いやそれ以上に愚劣な時代であったのであろう。そこにおいて二一世紀を展望するということは、再び世紀末を論じないようにするという覚悟を秘めたものである必要があるのではなからうか。そうでなければ、二一世紀を展望したことはならない。二一世紀を展望した大学改革にも、その覚悟が少しはなくてはならない。



自己点検報告書(1994年刊行)

## 第一節 大学改革への助走

本学では、新制大学発足以来、小平と国立にキャンパスが分離されていることにもなう問題点がたえず指摘され、四年一貫教育の理念が主張されてきた。しかし、その主張を現実化しようとする試みは、一九六〇年代の中頃から活発化したと考えてよい。そして、その現実化のためには、(1)キャンパス統合の物理的・可能性の検討、(2)四年一貫教育の理念とその具体化としての四年一貫カリキュラムの編成、(3)その四年一貫カリキュラムを実施するための教官組織の再編成、(4)キャンパス統合後の小平地区の利用方法の策定、などが必要であった。

まず一九六五年に、キャンパス問題検討委員会が設置され、小平に一・二年生、国立に三・四年生をおく二・二制に加えて一・三制、〇・四制が検討された。そして一九七二年になると、当時設置された大学改革委員会は、前期・後期二分割制を廃止し、四年一貫制を採用することが妥当であり、その実施のためには「キャンパス統合」が不可避の前提になると結論した。ついで一九七三年には、「キャンパス統合」問題検討専門委員会は、国立地区への統合は技術的に可能であると判断し、統合のための施設整備計画を策定したうえで、早急に検討されるべき問題として、四年一貫教育カリキュラムの作成、「キャンパス統合」後の小平地区の利用方法の検討をあげた。一方、一九七一年に発足したカリキュラム

改革委員会は、一九七三年以降四年一貫教育のあり方について集中的に議論し、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目のそれぞれについて中間報告を提出したが、一九七八年には四年一貫教育におけるカリキュラムについての最終答申をまとめ、四年一貫教育についての基本見解と具体的構想を提示した。さらに、こうしたカリキュラム面での検討が進んだことを受けて一九八四年に設置された長期構想委員会は、小平地区の利用方法の検討を開始し、一九八六年に、小平地区を学生の課外施設、学生寮、国際交流会館、保存図書館の設置にあてると同時に、将来考慮されるべき新しい研究機関・教育機関のために確保するとの「キャンパス利用問題に関する答申」を提出した。

以上のようにして具体的な検討開始以降二〇年以上を費やして進められてきたキャンパス統合による四年一貫教育体制確立のための議論は、一九九〇年に、小平地区の老朽建物を国立に移転改築することによって〇・四制を実現する可能性について努力するという評議会決定に結実することになった。残された問題は、具体的な施設整備計画、四年一貫教育計画、小平キャンパスの利用計画を策定することであった。そのために、施設整備計画懇談会、四年一貫教育計画懇談会、小平キャンパス利用問題懇談会が設置され、それぞれが答申を出し、ついに一九九三年に、小平老朽建物の国立への移転改築のための概算要求が提出されたのであった。

## 第二節 大学改革推進体制の確立と前期・教官組織問題

本学は、一九九三（平成五）年二月三日の評議会において、これまでの学内における大学改革に関する諸問題を統一的・総合的に議論し成案を得る審議機関として、大学改革推進委員会の設置を決定した。この評議会決定を受けて、ただちにその下に、小平老朽建物移転改築専門委員会、図書館増改築専門委員会、課外活動・福利厚生施設等専門委員会、四年一貫教育専門委員会、教官組織専門委員会などが組織され、それらの委員会にはいくつかのワーキング・グループが設けられた。この委員会は、学長、評議会、各部所教授会、各部所改革委員会、一九九三年七月につくられた自己評価委員会などと相携えて、本学の積年の問題解決に乗り出し、ここに大学改革推進体制が確立したのである。

今日における大学改革は、時系列的には、小平老朽建物を国立に移転改築して、国立地区の東キャンパスに、教室棟、大講義棟、食堂、福利・厚生施設をつくる計画の策定とその概算要求化、さらには中央図書館の増改築計画案の策定と概算要求化とが先行することになった。この二つの計画とその具体化は、国立地区に四〇〇〇人の学生が集まる改革後の一橋大学の研究と教育を支える屋台骨にほかならないからである。このうち、教室棟は一九九四年度に着工され、福利厚生施設（売店、食堂）についても一九九五年度に着工が予定されている。また図書館の増改築案についても、第一期計画の地下一階・地上四階建

(二三二〇平方メートル)の増築が決まっている。

(1) 前期・教官組織問題の推移

学科目等の教官が機械的に四学部に分属しながら、教養学部も教養部もつくり、実質的には小平における二年間の前期教育を中核的に担ってきたことから生ずるさまざまな問題を総称するいわゆる「前期問題」は、本学がこれまで解決しようとして果たすことができずにいる難問である。

一橋大学は、新制大学として再発足した際に、学科課程から、学生の厚生補導その他の事務までを、前期と後期とに分けた。前期は、一般教育課程を主とする最初の二年の教育課程を指すが、これは官制上の名称ではなく、学内だけの名称である。前期二年の教育に責任を負う小平分校主事(官制上の名称)は、一定の内規によって、全学的に選出される。一九七一年までは、分校主事のほかに、前期の教育を実際に担当している教授、助教授、専任講師によって、前期教授協議会が組織されていたが、当該教官の各学部からの疎外感や学部教授会との間の二重審議の疑いを払拭することができず、一九七一年以降、必要に応じて、前期の教育課程、教育施設および学科目増設等の問題を審議するために、前期教育に関する連合教授会を開催するように改められて、現在に至っている。

このような前期制度は、教官組織という観点からも、教育組織という観点からも、キャンパス問題という視点からも、さまざまな問題があったことはいうまでもない。一九六〇年代になると、この問題はさまざまな観点から議論され始めたが、ここではまず初めに、教官組織問題の側面に焦点をあてて、この問題の歴史を明らかにするとともに、今日における改革が、この問題にどのように取り組んでいるかを開示しておくことにしたい。

本学においては、前期問題に関する議論は、一九六〇年代中頃までに、問題解決のための複数案が提示され、それぞれの案のプラス・マイナスを論議するところまで議論は深まったが、その後大学は「大学紛争」の波に洗われ、再び問題解決への模索が始まったのは、「大学紛争」が鎮静化した一九七一年になってからである。当時組織された大学改革委員会は、三次にわたる報告を作成し、そのなかで、教官組織改革の基本目標、前期教育に関する連合教授会導入によってもなお残る問題点、教官組織改革のための諸案とそれらの問題点などを、以下のように明らかにした。

(a) 教官組織改革の基本目標は、前期教育を学科目所属教官にだけゆだねる教官組織ではなく、講座所属教官と学科目所属教官とが協力し、学部組織を前提とする全学的運営に適合する組織にすることである。

(b) 前期教育に関する連合教授会が導入されたことによっても、本来同一の教官組織で処理すべき研究・教育・人事・大学運営の諸問題が、学科目教官人事のための人事会議、連合教授会、各学部教授会という三つの異なった教官組織に配分されている問題、学



科目所属教官の四学部教授会への機械的分属にもなう問題（インテグレーション問題）、学科目所属教官の大学院担当が困難であるという問題、などは依然として解決すべき問題として残されている。

(c) 教官組織改革の案として、四学部徹底所属案、新学部案、センター案、教養部案、現行制度運用改善案が提示され、それぞれの案の長所・短所が検討され、結論として、四学部徹底所属案と新学部案が、優劣をつけられることなく、すぐれた案として残された。

これ以降、教官組織問題は、この結論の具体化を追求するかたちで進んでいった。一九七七年「教官組織」検討委員会は、新学部案、センター案、教養部案の三つの可能性を検討して欲しいとの学長の諮問にもとづいて、討論を重ねた結果、人文科学部案を全学的な検討の対象とすることが適当であるという答申を出した。つづいて一九七八年には、「国際性をもった人文系学部」について具体的に検討してほしいとの学長の諮問にもとづいて、「新学部問題検討委員会」が組織され、その委員会は国際文化学部という名称の学部の骨格を答申した。さらに一九八〇年には、新学部問題第二次検討委員会は新学部の講座・教育科目・教育課程・新学部具体化の方法などにわたって答申を提出した。この答申は、広範な学内討論にかけられ、一九八一年、その案のさまざまな問題点に留意しつつ新学部設立準備委員会の設立が提案された。そして、一九八三年にその設立が認められ、その委員

会の作った新学部の設立構想が一九八五年度の概算要求にのせられたのであった。

しかし、この新設学部の概算要求は、さまざまな意味で時宜にかなうものではなかったし、概算要求の方法からしても問題を残したものであったように思われる。第一に、新設学部の内容が「国際」「情報」「政策」といった社会的要請の強いと考えられていた内容ではなかった。第二に、首都圏へのあらゆる機能の集中化傾向が批判され、首都圏に学部を、しかも人文系の学部を新設するために越えなければならぬバーが著しく高くなってしまった。第三に、学内にスクラップするものなしに、新設学部をつくることは不可能に近かった。第四に、一橋大学には大学院の充実が求められていた。そして最後に、この概算要求は文部省との事前の綿密な交渉にもとづいて行われたものではなく、しかも年を経るごとに交渉を重ねて実現可能なかたちに作り替えられていく要求でもなかったのである。結果として、この要求はただ提出されただけで、何らの成果を見ることもなく、一〇年近くの歳月が過ぎていった。

## (2) 新学部から独立研究科と学部分属の組み合わせによる問題解決へ

教官組織問題を解決しようとする気運は、小平老朽建物の国立への移転改築が現実のものになることを契機に、さらには本学が戦後一貫して追求してきた四年一貫教育体制の確立の必要性が大学設置基準の大綱化によって追認・正当化されたことにも励まされて、一

九九三年になると一気に高まった。一九九三年五月、教官組織専門委員会が組織され、問題解決の基本的枠組みに関する議論を開始した。

教官組織専門委員会は、今日における教官組織問題の性格を、本学におけるこの問題に関するこれまでの検討の経緯と、日本における大学改革の基本的動向とを考慮して、以下のように考えながら検討を進めた。すなわち第一に、今日における教官組織問題は、一般教育に責任をもつ教養部などをスクラップし、四年一貫教育を実施し、四年一貫教育における専門教育と一般教育を有機的に連係することを可能にする研究教育組織をどのようにビルトするかという問題としてあるということである。換言すれば、この問題を考える際には到底解決することのできない問題だということである。第二に、今日における大学改革では、教官組織問題の解決が不可避の関門として設定されており、その解決なくしては大学院改革などの成功はおぼつかない、ということである。実際のところ、全国の国立大学では、教官組織問題が大学改革の最重要課題として取り組まれており、大学紛争以降連続的に改革に取り組んできた国立大学では、すでにその問題解決に目処をつけ、そのうえに大学院改革に重点をおいた諸構想の実現に努力している。第三に、一橋大学は、われわれに課せられている社会的要請を考慮するならば、大学院の充実をこそ急ぐべきではないか、ということである。つまり、教官組織問題の解決を大学院の充実と結びつけて考える

ことができないかということである。本学はこれまで、さまざまな工夫をこらすことによつて、専門教官と学科目教官との間にできるだけ格差を作らないように努力を傾けてきた。大学がさらにその方向を追求し、専門教育と一般教育の有機的連関を実現し、諸学の総合によつて初めて可能になる一般教育、教養教育を重視するとすれば、大学はその中核的担い手に諸学の総合を行う研究教育の場を、大学院と学部において提供しなければならぬのではないか。

以上のような教官組織問題の性格に関する理解にもとづいて、教官組織専門委員会は、教官組織問題を二つの独立研究科の創設と、各学部に新しい二大講座を新設することによつて、この問題を解決する方策を提案した。独立研究科の創設に関しては、大学改革推進委員会のなかに独立研究科ワーキンググループが設けられ、純粹に学問論の立場から、大学としてどのような研究科を創設したらよいか活発な討論が行われた。その結果、言語をキーワードとした人文学研究科、数理をキーワードとした情報数理研究科の創設をめざすことになった。

ところで、教官組織問題を以上のような枠組みで基本的に解決できたとしても、一般教育を中核的に担う教官たちが、五部所以上に分属することになることから、一般教育が結果としてまとまりを欠くようになり、軽視されるようになる危険性なしとしない。社会科学は、歴史的にみても、広汎な人文科学の基盤のうえに発展していくものであり、もしも

一般教育、教養教育が軽視されることになれば、それこそ社会科学の総合大学としての本学にとって一大事である。教官組織問題の解決が、意図せざるそのような結果をもたらさないためにも、一般教育を総括し、それに中核的に責任をもつなんらかの組織をつくる必要がある。そのような組織に関して、教官組織専門委員会は、大学教育研究機構(学内共同教育研究施設)の設置が望ましいと考えた。この機構は、四年一貫教育における全学の教官の責任のもとに行われる一般教育についての企画、運営、評価、教育補助、研究などの仕事を行うものである。

かくして教官組織専門委員会は、二つの独立研究科を設置し、各学部にも二つの新大講座を設置して学科目教官の学部へのインテグレーションを促進することによって、教官組織問題を解決し、他方では大学教育研究機構を設置して一般教育・教養教育を十全に行っていくことを最終報告とした。この最終報告は、全学的に認められ、一九九五(平成七)年度の概算要求にのせられた。そしてその後、多くの文部省交渉を繰り返しながら、実現可能な案への作り替えを行い、一九九六(平成八年)度の概算要求には、言語社会研究科、各学部の二大講座の新設、大学教育研究機構の設置を骨子とした要求のせられることになった。

### 第三節 四年一貫教育の実現とカリキュラム改革

これまでの叙述にもあったように、本学では、四年一貫教育の必要性は一九六〇年代以降の大学改革の通奏低音として存在し、一九七〇年代に入ると、四年一貫教育の具体的なあり方の検討が行われた。すなわち、一九七一年四月に発足したカリキュラム改革検討委員会は、キャンパス統合を前提にして、四年一貫教育の具体的なあり方の検討を進め、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目のそれぞれについての中間報告を一九七四年から一九七七年にかけて提出した。さらに同委員会は、一九七八年一月に「四年一貫教育におけるカリキュラムについて」の最終答申を行い、そのなかで、一般教育と専門教育との並行的履修の必要性を強調すると同時に、一般教育を単なる専門教育の基礎としてではなく、広い高度の教養を身につけさせるものと明確に位置づけた。そして、今後の具体的な検討課題として、ゼミスター制や五時制限の導入、卒業単位の削減などを提案したのである。

これらの検討課題のほとんどは、一九九一年までに実施の運びになったが、四年一貫教育の全面的な実施のためには、何らかの形でキャンパス統合が必要不可欠であることは変わらなかった。そこで一九九〇年に、小平の老朽建物を国立に移転改築する方法でキャンパス統合を実現する方策が検討されはじめると、その一環として、四年一貫教育計画懇

談会が設置され、この懇談会は一九九一年、「四年一貫教育計画の概念的枠組み」について、次のような回答を学長に提出した。すなわちその回答は、四年一貫教育の理念、一般教育科目と専門教育科目の関係を、「深い専門」と「広い教養」といったような、スペシャリストとジェネラリストの關係として分業論的にとらえるのではなくて、「人間としての識見と判断力を備えた人格」の育成に置かれるべきであると規定し、より具体的な基本構想としては、ゼメスター制の導入、第一ゼメスターを転換教育、第八ゼメスターを卒業論文作成に充当すること、前期と後期の間に進級バーを設けることなどを提唱したのである。

この回答の内容は、学長によってただちにカリキュラム改革委員会に諮問され、カリキュラム改革委員会は、原則的にその回答の内容を承認する答申を行った。この答申は全学的に認められ、かくしてここに、四年一貫教育の概念的枠組みは、確定されたのである。

一九九一年一二月、学長はカリキュラム改革委員会に対して、今度は四年一貫教育の詳細設計の枠組みについて検討を求める諮問を行った。しかもこの諮問には、一九九二年六月末までという期限がつけられていた。カリキュラム改革委員会は、厳しい時間的制約のなかで、議論を重ねたが、その議論の経過のなかで、部分的にせよ「各学部のカリキュラム編成を各学部の決定に委ね、そのうえで本委員会が調整を行う」という、学部縦割りを強調する考え方」と「専門教育の立場から一般教育を縮小・再編しようとする考え方」が現れてきた。これは、どういうことであろうか。それは、四年一貫教育の理念に関する一般

論に関しては一致できても、いざ四年一貫教育の詳細計画を具体的に立てる段になると、各学部がカバーする学問の状況やそれにもとづく教育状況に規定されて、各学部の主体性を重視し、専門化の度合いを強めるべきだとの意見が急浮上したのだろうか？ いずれにしても、カリキュラム改革委員会は、六月末までという制約を取り除いて議論を展開したものの、重要な対立点の顕在化を前にし、それ以上議論を前に進めることはできなかつた。このような経過を踏まえて、四年一貫教育の具体的なカリキュラムの作成を目的として、一九九三年五月、大学改革推進委員会のもとに四年一貫教育専門委員会が設置された。この委員会は、一九九四年六月に小平老朽建物の移転改築をめざす概算要求を行うことが全学的に決定されたために、新カリキュラムの作成を急ぐことになり、一九九六年四月からの実施を想定して、新カリキュラムの検討を進めていった。

新カリキュラムの検討にあたって、この専門委員会は、教官組織改変後のカリキュラムと現行の教官組織のもとでの新カリキュラムとを区別し、後者の検討を優先させることとし、議論の仕方としては、理念を理念としてではなく、その具体化の方法とセットにして論ずることにした。そして実際の議論は、四学部と一般教育等教官会議がそれぞれカリキュラムを検討し、この専門委員会がその調整を行うという形で進行していったと考えられる。いやそれ以外のやり方では、議論は進まなかつただろうし、全学共通の四年一貫教育カリキュラムはできあがらなかつたであろう。

この四年一貫教育専門委員会は、一九九四年三月に中間報告を取りまとめた。この報告では、授業科目の分類と用語の整理を行い、従来の一般教育科目等の中の外国語、一部の人文科学、自然科学、保健体育分野を総称して「共通科目」とし、科目の名称もそれぞれ言語文化、数理・自然、運動文化と変更するよう提案した。また専門科目も「学部科目」と改名するとともに、共通科目と学部科目の枠を超えた総合的な科目群として、新たに「総合科目」を設定するように提案している。さらに、各科目とも、系統的な履修が可能になるように配慮するために、導入、基礎、発展といった段階的 분류を行うことも提案している。

この中間報告は、全学的な討論にかけられた。この討論の過程では、この中間報告のよくなやり方では、教養教育は断片化されてしまい、結果として教養教育軽視につながらないかといった意見や、必修を可能な限り少なくして学生の選択の自由を最大限に生かすという考え方に立った中間報告は、数理・自然を全くとらなくても卒業できる学生を生むことになり、現在の学生の実情に合わないのではないかと、といった意見が出された。委員会は、これらの意見をふまえ、さらに中間報告では未定であった事項に関する討論を進め、一九九四年一月に第二次中間報告を、そして一九九五年三月に最終報告をまとめた。最終報告においても、異論が完全に払拭されたわけではない。そこで最終報告には、このカリキュラムの実施後適切な時期に、問題があれば、見直しを行うことが望ましいとの条項が付け加えられた。この最終報告は、一九九五年四月に全学的に承認され、移転統合のためのカリキュラム面の準備は一応整ったのである。

#### 第四節 二一世紀に向けて

これまでの検討からも明らかのように、一橋大学は四年一貫教育の実現のために、少なから見積もっても、三〇年以上の歳月を費やしてきた。そして一九九五（平成七）年に至って、四年一貫教育のためのキャンパス面、教官組織面、カリキュラム面の準備が整った。教官組織とカリキュラムに関しては、今後さまざまな改変が予想されるものの、この機会をとらえて、大学が三〇年以上を費やして取り組んできた改革は、絶対に完結されなければならない。それなくしては、二一世紀の一橋大学はないであろう。このことを全教官、学生、職員はしっかりと認識すべきである。

ここで、一九八〇年代後半以降の改革に、教官組織問題解決の一環として独立研究科の新設が登場したことに改めて注意を喚起しておきたい。この意味するところは、二一世紀に向けての大学改革は、とりわけ全国の主要大学のそれは、大学院の発展に力点をおくほかないということである。当初大学は、人文学研究科と情報数理研究科の二つを要求していたが、一〇回に及ぶ文部省との交渉の結果として、二つの研究科の新設は困難と判断し、

言語をキータームとした国際言語社会研究科ないしは言語社会研究科一本に絞って、その新設をめざしている。この研究科を既存の四研究科と有機的に関連づけ、二一世紀に大学がどのように発展していくのかを示すことが、その実現のために必要不可欠のことになるであろう。

また一橋大学は、大学院を従来の研究者養成機関に限定することなく、高度の職業人、社会人に開かれた機関に意識的にしていく課題を抱えている。この課題への取り組みは、二つの方向で行われている。一つは、既存の研究科のなかに二年専修コースを設置することである。すでに社会学研究科を除く三研究科では、二年専修コースが開設されており、社会学研究科も、学生定員の増加が認められれば、専修コースの開設を行うことにしている。もう一つは、神田の一橋講堂跡地に、社会人のための夜間大学院（独立研究科）を設置する方向である。

この独立研究科の設置は、一九九一年以来、一橋講堂跡地の活用という文脈で議論されたものである。そのために独立研究科構想懇談会がつくられ、社会人教育を中心とする夜間大学院（修士課程）をつくること、この独立研究科は四専攻（国際企業経営、国際経済発展、国際企業法、国際地域社会）によって構成すること、施設面は土地信託によって一橋講堂跡地にビルを建設し、その一ないし二フロアをキャンパスにあてること、などが話し合われた。その後、この研究科の特徴としては、実学中心のプラクティカルなものに

し、企業経営、ファイナンス、企業行動、租税政策を中核とした国際ビジネスの方向に重点をおいた研究科にすることが検討されている。また今日の経済状況に鑑み、施設建設の方法を土地信託から国費へと切り替えることも検討されている。建物建設の見通しさえつけば、この独立研究科は一橋大学の強みを十分に生かし切ることのできるものである。具体化への歩みを早めることになるであろう。

以上のように、大学院をよりいっそう社会に向けて開いていく改革が行われ、一方では従来の大学院がもっていた研究者養成機能が、さらに一段とレベル・アップされ、課程博士の育成が十分に行われるようになれば、大学院改革は次の段階、すなわち大学院重点化の段階に入っていくであろう。

大学院重点化には、さまざまな意味がある。本来の意味は、アメリカの大学のように、学部学生よりも大学院生の方が数が多くなって、大学における研究・教育が自然に大学院に比重がおかれるようになることをいう。しかし、現在日本の大学において問題にされているのは、この意味の大学院重点化ではない。その意味するところは、研究科を一つの予算部にし、そこに多くの教官を所属させることによって、大学院の発展を促進しようとすることにほかならない。すでに東大や京大の多くの研究科が重点化している。一橋大学でも、経済学研究科、法学研究科は、はやくからこの重点化をめざしてきた。修士専修コースの開設は、この重点化への一過程でもあることは言うまでもない。社会学研究科も独

立専攻をつくったうえで、それにつづいて重点化をめざすことを表明している。商学研究科も大きな流れとしては同じであろう。もつとも、この重点化には、問題がないわけではない。大学院生が多数になるという現実があれば、重点化するのに何の問題もない。しかし九〇%以上が学部学生であるという現状があるのに、しかも一橋のように全学が教養教育から大学院教育までに責任をもつ仕組みを作り上げている大学では、大学院重点化は、学部教育の結果として空洞化させてしまう危険性を孕んでいる。もしもそうならば、一橋大学が、質の高いカレッジ教育をめざすのか、真の意味での大学院重点化をめざすのか、レベルの高い真剣な議論が、近い将来に行われる必要がある。

もう一つ、二一世紀に向けて、大学が早期に解決をめざさなければならぬ問題がある。それは、老朽建物の国立への移転改築後の小平キャンパスの利用方法の問題である。この問題は、キャンパス統合の歴史とともに論じられてきた問題であるが、その歴史を踏まえて、一九九三年に大学改革推進委員会内部に小平地区長期構想作業グループがつけられ、そのグループは小平に関する長期計画を立てる際に認識しておくべき枠組みを提示した。今後は、この枠組みを使って具体的な構想を早急に打ち出さなければならぬ。いうまでもなく、一橋大学は国立と小平両キャンパスの有機的連関のもとに二一世紀の躍進を現実のものにしなければならぬ。したがって、すでに構想の一環として提起されている総合体育館の建設のほかにも、世界的な研究教育のネットワークの拠点とするような斬新な構

想が打ち出されるべきである。そうして初めて、国立、小平、神田の三つのキャンパスにまたがる一橋大学は、世界の「一橋大学」として、二一世紀に発展していくであろう。世界の「一橋大学」として発展していけるような、構想が打ち出されることがどうしても必要であろう。

重要なことは、一二〇年にわたる一橋大学の歴史の教訓を真の意味で今後の大学の歩みに生かすことである。この教訓からなにがしかを学び、その教訓を生かして、一橋大学が文字どおり、改革の先頭を切ることができるようになることが是非とも必要である。そうなれば、一橋大学は、日本ならび世界の学術のリーダーとして、二一世紀にその存在価値を高めることになるであろう。そうすることが、一橋大学の中核を担う若手教官の任務であろう。



建築中の教室棟(東キャンパス)